

みんなで創る新しい「地域づくり」の仕組み（案） 小さな拠点づくり事業（コミュニティ・サポート）の推進

1. 事業推進の趣旨

地方からの人口流出が続くと 2040 年までに人口が 50%減少する市町村が 896 あり、この内人口 1 万人以下の自治体は将来的に消滅する可能性が高いという内容の、いわゆる増田レポートには、岩手県では 27 市町村が該当し本町もこの中に含まれています。

国では少子高齢化への適切な対応や地域における住みよい環境の確保、将来にわたって活力ある日本を維持していくため「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国の「総合戦略」を策定しました。各地方自治体においても将来展望を提示する「人口ビジョン・総合戦略」の策定が求められ、本町では平成 27 年度に「町人口ビジョン・総合戦略」に各部門別計画として「総合計画」を併せて策定しました。

本町では、総合計画後期基本計画（平成 24 年度～28 年度）において「地区別計画」を策定し、「地域づくり推進事業」として「住民協働」の地域づくりを進めてきましたが、この計画は平成 28 年度で終了します。「総合戦略」では、地区別計画により進めてきた「住民協働」の考え方を継承し、少子高齢化や人口減少等でますます運営が困難となることが予想される地域自治組織の範囲を旧小学校区まで広げ、「小さな拠点づくり（コミュニティ・サポート）事業」により地域協働組織を再編し、地域の自治活動をサポートしていきます。そして、一回り大きな範囲の地域協働の枠組みにより、2040 年（平成 52 年）の人口半減時代を見据えた地域のあり方を方向づける地域版総合戦略「地域ビジョン（仮称）」（以下「地域ビジョン」という。）の策定を目指します。

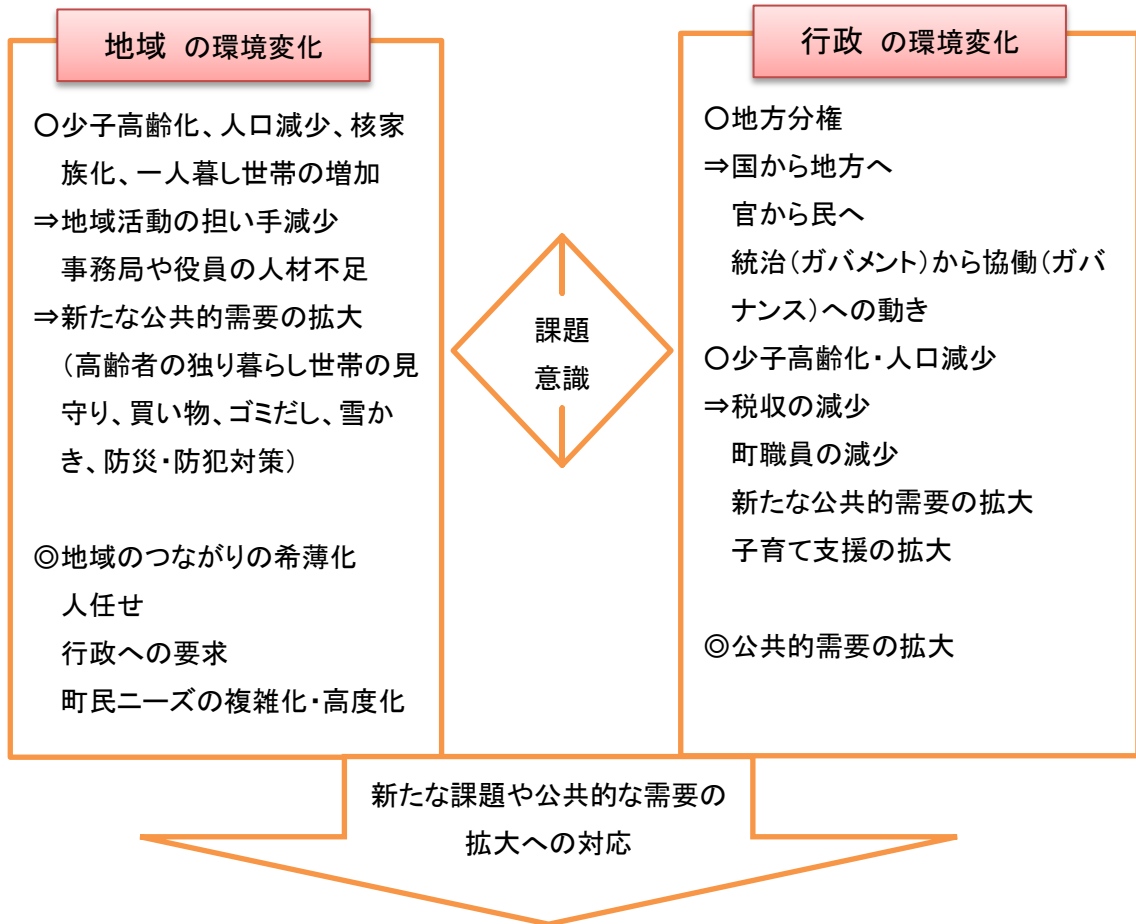
2. 計画期間

「町人口ビジョン・総合戦略」の計画期間は平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間であり、「小さな拠点づくり事業」についても平成 31 年度を目標年とし 2040（平成 52 年）を見据えた方向性確保に取り組むものです。集落支援員や地域おこし協力隊員の人的支援が全地区に整う平成 29～31 年度の 3 年間で実質取り組み期間となります。

3. 地域協働

地域や行政を取り巻く環境変化に伴い、様々な課題を解決するためには、行政だけの取り組みや行政主導の町づくりだけでは推進が困難になってきています。本町の未来を担う地域住民の意識を充分反映させながら、人口が減少しても決して消滅しない「住みたい町：住田」をめざして、行政も住民も一緒になって取り組みを進めていく必要があります。そのための「地域協働」とは、行政と地域の自治組織（町内会、自治公民館、消防団、PTA、郷土芸能保存団体、水利組合、機械利用組合などの各種団体）、町民、民間事業者などの多様な主体とが、地域の特性や課題を共有し、役割を分担しながら地域の課題解決や地域の実情に即した地域づくりを進めていきます。

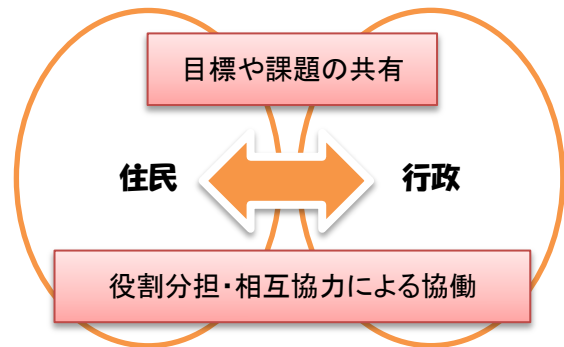
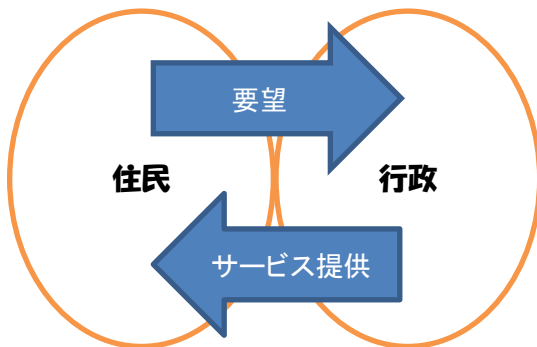
地域と行政の環境変化



【行政主導型】



【地域協働型】



4. みんなで創る「地域づくり」の取り組み

住民自治の基礎集団である「自治公民館単位の集落群」は、居住の場であると同時に生産活動や交流の場として地域生活全般を支えてきました。さらに地域の伝統文化を継承しながら、農地の管理や森林の保全などを通して自然環境を守るなどの公益的役割も果たしてきました。

しかし、人口減少と高齢化が深刻化し、従来の自治公民館単位では解決が困難な状況がますます深刻化していくことが予想されるため、自治公民館エリアが担っていた役割を徐々に地区公民館エリアに移行し、一回り大きな範囲で地域協働の仕組みづくりを整えていく必要があります。ただし、世田米地区のように広い範囲に及ぶ地域は、地域の合意形成を前提に、地域がまとまりやすいエリアに設定していくことも可能です。

ただし、単位が大きくなることで組織と地域住民との距離が遠くならないよう、住民が参画しやすい環境に十分配慮し、地区公民館を中心とした「地域づくり」の仕組みを地域みんなで話し合いながら、地域の合意のもとに形づくっていきます。

なお、従来の自治公民館など自治組織も、住民に最も身近なコミュニティ機能として継続し、地区公民館（地域協働組織）との役割分担については、地域の実情に応じ地域の話し合いで決めていきます。

(1) 地域協働の組織

地域協働の推進には、地域全体の調整や推進役となる組織が欠かせません。前総合計画で組織した「地域づくり委員会」などの組織を継承することも可とし、その組織と行政が連携を図りながら様々な地域課題の解決を図る取り組みを進め、行政はその活動に対して様々な支援（サポート）を行います。

組織の設立に向けては、次のステップを想定しています。

- ①地域の各種団体等や住民への参加呼びかけ
- ②学習会の開催
- ③設立準備会の立ち上げ
- ④規約や組織、事業計画の協議
- ⑤設立総会

また、設立された地域協働組織の機能は、次のようなものが考えられます。

- ①地域住民や各種団体等と情報共有、連携、調整を行い、地域づくりの主体となります。
- ②その地域ならではの創意工夫や行政ではできない現場に即した細やかな取り組みにより、地域にふさわしい公共的な活動が出来ることを目指します。
- ③2040年（平成52年）に向けた新たな地域の未来像を描く「地域ビジョン」を策定します。計画を作ることが目的ではなく、地域住民で話し合いを重ねるという経過が重要です。策定した計画の実行に対して行政では、財政支援、人的支援、拠点となる場所確保のための支援などを行います。

(2) 地域の未来を形づくるための支援措置

1) 活動の拠点を支援

活動拠点として各地区公民館を位置づけます。将来的に、その地域がさらに住民本位の活用（例えば産直経営のようなコミュニティビジネスなど）を希望する場合は、生涯学習事業を含め施設管理の指定管理を受託する方法も可能です。

2) 人的支援

町内 5 地区公民館に「集落支援員（地元人材）」と「地域おこし協力隊員（外部人材）」を配置します。集落支援員は、地区公民館の主事を兼ね、地域内の総合調整や各種事務局機能の担い手となります。地域おこし協力隊員は、地域資源を活用したコミュニティビジネスの創出や、地域の魅力発信、地域の課題解決など「地域ビジョン」に定める各種事業の掘り起こしを行います。なお、地域おこし協力隊員をサポートする役場の支援職員を配置します。

3) 中間支援組織による機能強化

民間の立場から地域協働組織の強化を支援するため、町内の事情に熟知している団体や他の自治体での地域おこし協力隊による活動支援に実績のある団体に依頼し、地域の内部や行政との調整を図る中間支援を行います。具体的には、ワークショップ指導や学習指導会、先進事例学習会開催などを想定しています。

4) 連携強化

定例（月 1 回）で地域連携会議(仮称)を開催し、各地域の進捗状況などを報告し、地域と行政あるいは地域間の情報共有や連携を図ります。構成は、地区公民館長、地域協働組織代表者、集落支援員、地域おこし協力隊員、教育委員会、企画財政課で、トータルコーディネーター委託団体が企画運営します。その都度、内容によっては役場担当部署からも出席し、必要な情報提供等を行います。

5) 財政的支援

①地域交付金の創設

「地域ビジョン」を策定するための活動費に対し地域交付金を交付します。

既存の補助金を一括交付するものではなく、「地域ビジョン」の策定に必要な新たな事業の実施に要する経費とします。

従来の補助金のように用途に制限を加えず、「地域ビジョン」策定とその具体化に向けた目的であれば、地域の裁量による「地域予算制度」で運営できるものとします。（ただし、公金であることから宗教活動や政治活動への支出は不可）

②予算額

1 年度あたり 1 地区 80 万円の総額 400 万円（町民税の 2%）とします。

交付期間は策定期間（平成 29～31 年度）の 3 年間とします。

交付金は毎年度交付しますが、地域の考え方により後年度実施する事業の財源とし

て繰越しする場合も、計画を明確にすることにより可能とします。

③地域組織による予算・決算・監査等

各地域で組織された地域協働組織では規約（目的、組織構成等）を定め、代表者その他の役員を選任し、予算と決算は総会において承認します。役員には必ず「監査委員」を置き、総会前に決算を監査します。総会で承認された決算は公表し、役場に報告します。過度な飲食代や旅費などは地域自らで律し、適切な予算運営を行う必要があります。

6) 事業の実施に向けた支援措置

地域ビジョンの策定を通して実施されることになった事業については、役場担当課が必要な支援（補助金の斡旋や関係者の紹介など）を行います。また、3年間の期間終了後の地域協働組織への支援や地域での事業実施のあり方についても同時に検討していく必要があります。

7) 各地域の拠点づくりのテーマ

当面の間、各地域の拠点づくりのテーマは、地域おこし協力隊員募集時に各地域で設定したものとしますが、今後地域での話し合いにより深め、各地域内で共有していきます。

【地域おこし協力隊員募集時に設定した各地区のテーマ】

世田米地区：歴史・伝統的建造物群や「まち家世田米駅」を活用した交流人口の拡大、中心地域の活性化

大股地区：木造校舎を活用した交流人口の拡大、大股地区を体験できるイベント、ツアーの企画、運営等

下有住地区：遊休農地を活用したモデル事業、都市部からの農業体験、新規就農者の受け入れ、コミュニティビジネスの構築

上有住地区：地域資源を活用した景観、観光、特産品の掘り起こしとプロモーション

五葉地区：滝観洞、五葉山、火縄銃鉄砲隊などの地域資源を活用した観光振興、観光客増加に向けた体験ツアーの企画、運営等

参考 人口半減時代に向け、協働が必要な地域課題の具体例

①地域資源の管理・活用

- ・農地、里山、用水の管理
- ・各農林業振興会では推進ができない集落営農等の複数団体の調整、農地の流動化窓口
- ・機械利用組合の事務局、法人化推進と組織事務局
- ・遊休農地の管理や活用
- ・集落ぐるみの鳥獣害防止対策の取り組み
- ・生活道の維持管理
- ・空き家情報の提供と共有化

②地域経済向上推進

- ・地域の必要に応じた購買事業の実施
- ・特産品開発
- ・グリーンツーリズムや産業体験学習観光の取り組み
- ・地域産物の販売などの産直の取り組み
- ・学校給食への野菜の供給や農家レストラン事業などコミュニティビジネスへの展開

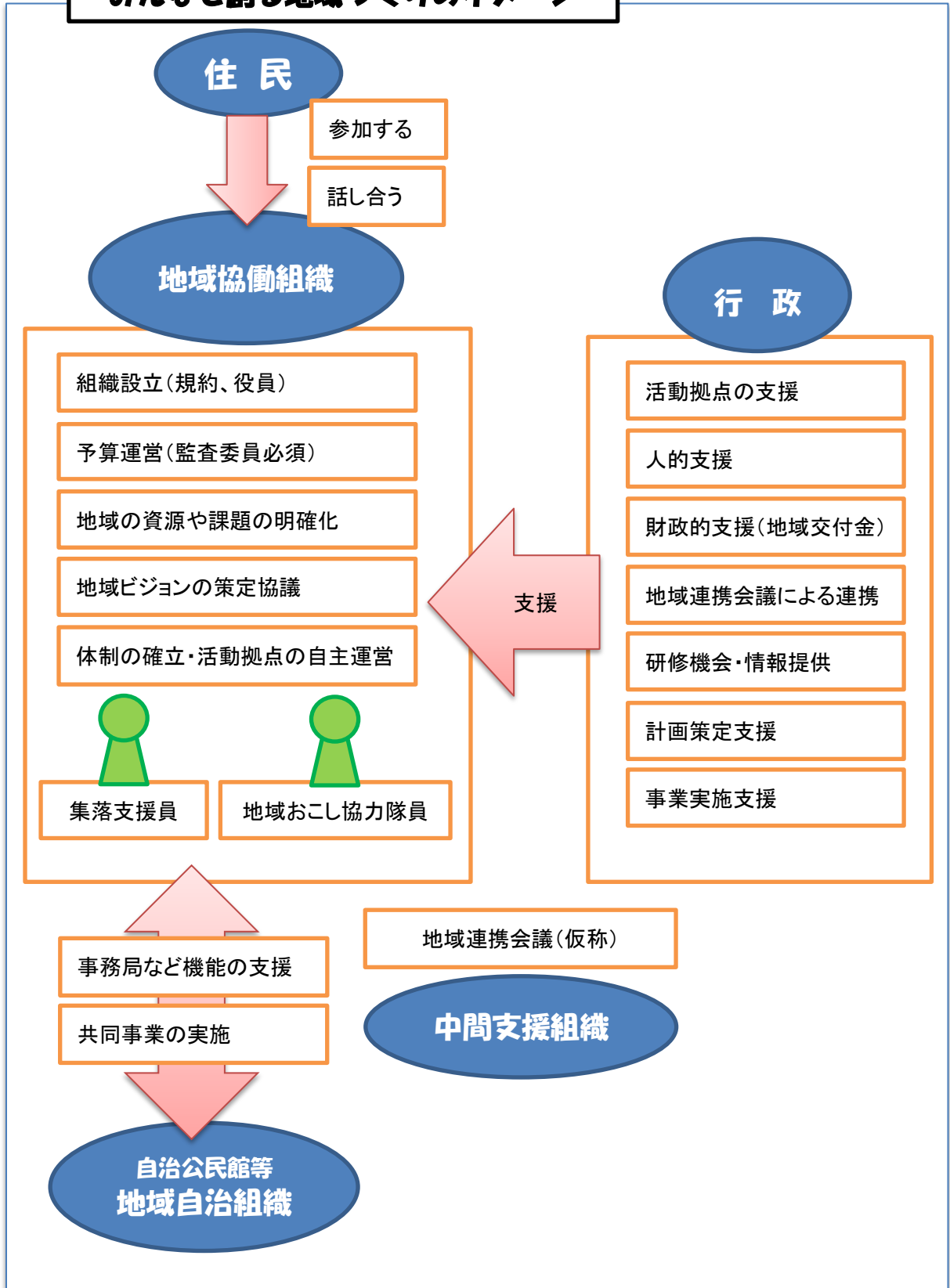
③コミュニティ事業

- ・移住者への支援
- ・環境美化活動（清掃、除草等）
- ・自治公民館活動サポート、自治公民館との共同事業
- ・子どもや高齢者の居場所づくり、高齢世帯への生活支援
- ・郷土芸能の共同伝承活動
- ・人材育成、リーダー養成等生涯学習事業とタイアップした、企業、NPO、ボランティア団体、大学等との連携事業

参考 地域課題解決のための地域活動プランの事例

地域課題	解決の方向性	活動事例
・高齢化、人口減少による地域自治組織の事務局人材が不足。自治組織の維持が困難	・行政支援機能や基礎的コミュニティ機能の支援、補完	・単独で実施できない活動は連携して対応 ・活動拠点に地区公民館を活用 ・事務局機能の支援、移行
・高齢者の独り暮らし世帯が増加、買い物や交通等が不便	・多様な住民参加を通じたコミュニティ機能の再生、創出	・高齢者見守り隊、雪かき・草刈等お助け隊、高齢者サロン、買い物代行、有償ボランティア運行サービス
・遊休農地が増加、担い手不足 ・地域の生産性、所得の減少	・新たなコミュニティビジネスの展開	・遊休農地活用で都市と農村の交流 ・農産物共同生産、加工、直売運営 ・特産品開発、販売

みんなで創る地域づくりのイメージ



5. みんなで創る地域づくりの将来性

(1) 公民館から地域振興センター(仮称)へ(住民本位による地域づくりの拠点)

地区公民館は、これまで社会教育施設として地域の生涯学習活動の拠点としての役割を果たしてきました。「みんなで創る地域づくり」の取り組みを経て、社会教育施設である地区公民館は、地域住民が主体となった地域協働の拠点として、より多くの住民の参画を得て、より地域が使いやすく、より多様な活動ができる施設「地域振興センター(仮称)」に生まれ変わる可能性があります。

「地域ビジョン」に基づく地域の取り組みとしては、空きスペースを活用した喫茶コーナー、バザーの開催など地域交流の場としての活用、遊休農地を活用した野菜や果樹等の生産販売やこれらの加工場、直売施設としての活用などが考えられ、住民主体による活用の多様化が期待できます。

その際、施設の利活用について地域での自由度をさらに高めるため、地域振興センター(仮称)の管理運営を地域で行うことができるよう町は制度設計を検討していきます。

6. 年次スケジュール

事業1 地域協働組織の立ち上げ					
内容	・地域ビジョン(仮称)作成の主体となり、財政支援である地域交付金の受け手となる「地域組織」を立ち上げます。				
実施年度	H27	H28	H29	H30	H31

代表者、監査委員等の役員、規約や予算、ビジョン等を協議する組織を設立

事業2 「地域ビジョン(仮称)」作成					
内容	・2040年(平成52年)を目指した地域の将来像について、地域課題解決のテーマを設定し、地域の話し合いを重ね、地域ビジョン(仮称)を作成します。				
実施年度	H27	H28	H29	H30	H31

地域協働組織での話し合い、中間支援組織や町のサポート

事業3 小さな拠点づくりを担う行政支援					
内容	・地域ビジョン(仮称)の作成や地域活動に要する活動拠点・人的支援・財政的支援などの行政支援を行います。				
実施年度	H27	H28	H29	H30	H31

地区公民館を拠点として活用

集落支援員・地域おこし協力隊員を全地区に配置

地域交付金により活動経費を支援

NPO 団体等による全体調整等総合的な地域支援

「協働のまちづくり」全体像

